浦安市立入船中学校　いじめ防止基本方針

1　いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）基本理念

「子ども尊重」「子ども主体」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめ問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。

（2）学校及び職員の責務

① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。

② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取り組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

③ 本基本方針については、生徒や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

2　いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）いじめについて

①定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

②いじめの認知を積極的に行う。

③いじめの理解

ア　いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうる。

イ　いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

ウ　「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

エ　いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

（2）基本施策

①学校におけるいじめの防止

ア　いじめについての共通理解

・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。

・生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間

として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ　いじめに向かわない態度・能力の育成

ウ　生徒指導の機能を生かしたわかる授業の展開

エ　自己有用感や自己肯定感を育む→居場所づくり、絆づくり

オ　いのちを大切にするキャンペーンの活用

・グリーンリボンキャンペーン（いじめ０宣言、SNS ルール遵守）

・SOS ノート

②いじめの早期発見のための措置

ア　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

イ　日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ　些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

ア　職員がいじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、校内研修の充実を図る。

イ　スクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等を活用し、職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア　ネットの利用の仕方とネットによるいじめに関する講演会の実施

イ　グリーンリボンキャンペーンに関連したＳＮＳルールを遵守する取り組み

（３）組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策会議」を設置する。

①組織の役割

ア　学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ　いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ　いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

オ　いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

②いじめに対する措置

ア　発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

イ　被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。

ウ　教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

３　重大事態への対処

（１）重大事態の意味

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア　生徒が自殺を企図した場合

イ　心身等に重大な傷害を負った場合

ウ　金品等に重大な被害を被った場合

エ　精神性の疾患を発症した場合　等

オ　いじめにより転学等を余儀なくされた場合

②いじめにより相当の期間（３０日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※一定期間連続して欠席しているような場合などは、３０日の目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

※生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態として扱い報告・調査等にあたる。

（２）対処手順

①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。

③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。

⑤調査結果を教育員会指導課に報告する。